

国民健康保険税の減免のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少した世帯の方は、減免を受けられる場合があります。

「減免の対象となる世帯」

① 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

または

② 以下の3つ全てに該当する世帯

(1) 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかが、前年と比較して30%以上減少する見込みである。

(2) 主たる生計維持者の前年の所得合計額が1,000万円以下である。

(3) 主たる生計維持者の事業収入等以外の前年の所得合計額が400万円以下である。

「申請に必要な書類」

上記①の場合…医師の診断書

上記②の場合…令和4年1月から現在までの収入がわかる書類

まずは、お気軽にご相談ください。

小値賀町住民課税務係

56-3111